

役員候補者の公募について

一般財団法人日本清涼飲料検査協会（以下「本会」という。）は、次により役員（候補者）を公募します。

1. 公募する役員（候補者）の役職

専務理事(代表理事) 常勤

2. 役員報酬等（定款抜粋）

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員並びに評議員の報酬及び費用に関する規程による。

3. 就任予定日及び任期

2025年6月中に開催予定の定時評議員会及び臨時理事会で承認を受け、就任する予定。また、その任期は、2年後に開催する定時評議員会の終了時（2年間）まで。

4. 職務の内容

別添参照のこと。

5. 応募者の資格

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条の規定に抵触しない者であること。
- (2) 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条の規定に抵触しない者であること。
- (3) 本会の目的及び業務内容等について専門的な知識を有し、専務理事(代表理事)としての職務を誠実かつ適切に遂行できる能力と事務局の諸課題に対して職員を指揮・監督し、的確に対処できる能力を有する者であること。
- (4) 国、企業等との円滑な渉外交渉を行い調整できる十分な経験及びその能力を有する者であること。

6. 応募方法

応募される方は、下記により必要書類を郵送してください。

(1) 履歴書

履歴書には、学歴、職歴、資格等の必要事項を記入し、写真（3ヶ月以内に撮影したもの）を貼付。

(2) 応募動機を記述した書面

応募動機及び抱負を500字以内にまとめたもの。

(3) あて先

〒108-0023 東京都港区芝浦 2-17-13 保坂興産ビル 2 階
一般財団法人日本清涼飲料検査協会 事務局本部
(問い合わせ：TEL03-3455-6851 担当上河内)

(4) 提出期限

2025 年 5 月 15 日（木）必着のこと。

7. 選考方法

- (1) 本会の役員候補者選考委員会（5 月 26 日（月）開催予定）において選考する。
- (2) (1) により選考された者は、2025 年度定時評議員会（2025 年 6 月中、開催予定）で理事候補者として審議され、選任された場合は、同日開催予定の臨時理事会において、理事の互選により、専務理事（代表理事）に選定の予定である。

8. 選考結果の通知

応募者全員に選考結果を通知する。

9. その他

- (1) 応募書類は返却しませんので、ご了承ください。
- (2) 応募に係る費用は、応募者の負担となります。
- (3) 応募書類に記載の個人情報は、この応募以外に使用いたしません。

以上

別 添

本会の目的及び事業並びに公募するに専務理事（代表理事）の職務内容等について

1. 本会の目的及び事業

1) 目的（定款第3条）

本会は、炭酸飲料、豆乳類、果実飲料等（以下「清涼飲料」という。）及びこれらの原材料又は容器包装に係る検査、試験研究等の事業を行い、その品質の改善と安全を図り、清涼飲料製造業の健全な発展に寄与し、もって公共の福祉に資することを目的とする。

2) 事業（定款第4条）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本農林規格等に関する法律に基づく清涼飲料の製造業者等の認証
- (2) 炭酸飲料瓶詰に係る安全性等の受託試験及びその証明
- (3) 清涼飲料及びこれに係る物質の受託試験及びその証明
- (4) 清涼飲料に係る規格の調査研究
- (5) 清涼飲料に係る分析に関する技術の指導
- (6) 清涼飲料に係る製造及び品質並びに原材料又は容器包装に係る試験研究
- (7) 清涼飲料に関する公正な知識の啓発・普及及び客観的な情報の提供
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2. 公募する専務理事の主な職務内容

- (1) 関係法令及び定款の定めにより、代表理事としての責務を負う。

（本会の代表理事は会長及び専務理事）

- (2) 専務理事は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (3) 原則、定時理事会（年2回）、定時評議員会（年1回）を開催及び臨時理事会等を開催する。
- (4) 毎年、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を得て、これを評議員会に報告する。
- (5) 毎年、事業報告書及び決算書類を作成し、理事会及び評議員会での承認を受ける。
- (6) 年2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- (7) 清涼飲料の検査を行う。
- (8) 関係する役所（農林水産省、消費者庁、厚生労働省）及び関係団体、関係企業との連絡調整等
- (9) その他定款に定める専務理事の職務

以上